

福岡県障がい者スポーツ大会における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和5年4月3日版

1 目的

本ガイドラインは、福岡県障がい者スポーツ大会の大会開催にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、大会関係者の役割分担や、参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、主催者及び競技運営主管団体において実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめたものである。

なお、競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体が定めるガイドラインに従い実施するものとする。

2 対象競技

福岡県障がい者スポーツ大会の全競技を対象とする。

3 開催可否の判断について

大会3週間前の日※を判断日とし、大会2週間前の日※（以下「基準日」という。）が下記の場合は、大会中止の判断を行うこととする。

- ① 基準日が、緊急事態宣言の期間中である場合
- ② 基準日が、まん延防止等重点措置（または県独自措置の強化）の期間中である場合

※ 週休日及び休日の場合は、直前の平日を判断日及び基準日とする。

ただし、基準日以降に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置（または県独自措置の強化）が発令される、あるいは感染が急拡大するなど、緊急に判断が必要とされる場合、事務局で協議し、判断することとする。

大会中止の連絡は、一般社団法人福岡県障がい者スポーツ協会のホームページに掲載する。

| 大会開催日 | 判断時期（基準日） |
|--------------|-----------------|
| 令和5年4月30日（日） | 令和5年4月14日（金）15時 |
| 令和5年5月7日（日） | 令和5年4月21日（金）15時 |
| 令和5年5月13日（土） | 令和5年4月28日（金）15時 |

4 役割分担

(1) 主催者

- ① 本ガイドラインを作成し、関係者へ周知を行う。
- ② 以下の役割を担う感染防止対策担当者を設置する。
 - (ア) 参加者への感染防止対策、参加可否基準の周知
 - (イ) 大会運営における感染防止対策の実施状況の確認
 - (ウ) 参加者の取りまとめ、管理
 - (エ) 大会関係者全員の参加可否の判断
- ③ 大会関係者全員の体調把握を行う。
- ④ 本ガイドライン等に基づき、各競技会場における具体的な感染防止対策を競技運営主管団体等と検討し、実施する。
- ⑤ 大会実施前7日間、大会実施当日、大会実施後7日間の感染報告の対応については、別途、定める。

(2) 競技運営主管団体

- ① 競技毎に以下の役割を担う感染防止対策担当者を設置する。
 - (ア) 競技運営における感染防止対策の実施状況の確認
 - (イ) 競技役員、競技補助員に対する感染防止対策、参加可否基準の周知、参加可否の判断
 - (ウ) 競技役員、競技補助員の体調把握
 - (エ) 感染防止対策にかかる主催者との窓口
- ② 各中央競技団体等が定めるガイドラインに基づき、適切な感染防止対策を講じた競技運営を実施する。
- ③ 大会実施前7日間、大会実施当日、大会実施後7日間の感染報告の対応については、主催者の方針に沿って速やかに対応すること。

(3) 選手団

選手団ごとに連絡責任者を設置し、以下の役割を担うこと。

- ① 選手、引率役員（介助者等）に対する感染防止対策、参加可否基準の周知、参加可否の判断
- ② 感染防止対策にかかる主催者との連絡窓口
- ③ 高齢や基礎疾患など重症化リスクを持つ選手・引率役員については、対象者を把握するとともに、かかりつけ医などの助言・指導を促すこととする。
- ④ 体調チェックシートにより、参加者の大会実施日の7日前から健康状態の把握を行う。シートは、大会実施後7日間の間保管する。
- ⑤ 大会実施前7日間、大会実施当日、大会実施後7日間の感染報告の対応については、主催者の方針に沿って速やかに対応すること。

5 参加者において遵守すべき事項

- (1) 体調チェックシートにより、大会実施日の7日前からの健康状態の確認し、大会実施後7日間までの間各団体（または個人）で保管する。
- (2) 体調チェックシートに定める事項について、該当がある場合は参加を控える。
- (3) 競技中以外のマスクの着用は、個人の主体的な判断を尊重し、個人の判断に委ねることを基本として、高齢者等や重症化リスクの高い方は、マスクの着用を推奨する。
- (4) 各会場、指定された場所にて、検温・手指消毒を受けること。
- (5) 飛沫感染や接触感染防止のため、以下の行動は控えること。
 - ① 大声を出す
 - ② タオル、フラッグ等を振り回す
 - ③ ハイタッチ、肩組み、握手
- (6) 参加者同士、隣とできるだけ距離をとり（1m以上）、密集を避けること。
- (7) 大会実施後、7日以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、選手団の連絡責任者および主催者に速やかに報告すること。
- (8) 会場への入場は、事前に配布するIDカードによって入場可否を識別し、IDカードを着用している者のみ競技場内への入場を認める

| IDカードの種類 | 会場内への入場 | 競技場内への入場 |
|------------------------|-----------|-----------|
| 選手 | 可能（IDカード） | 可能（IDカード） |
| 介助者 （コーラー、伴走者含む） | 可能（IDカード） | 可能（IDカード） |
| 引率者 | 可能（IDカード） | 不可 |
| 大会関係者 （大会役員、競技役員など） | 可能（IDカード） | 可能（IDカード） |

6 会場内において実施すべき事項

(1) 競技エリア

競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施する。

(2) 受付等

- ① 受付場所を限定し、検温、アルコールによる手指消毒を実施する。
- ② 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽する、またはフェイスシールド等を準備し、対応する。
- ③ 参加者同士がなるべく距離をおいて（1 m以上）並べるよう、目印の設置等を行う。
- ④ 複数の参加者が触れると考えられる場所についてはこまめに消毒をする。

(3) 手洗い場所・トイレ

- ① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する。
- ② 手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求める（手指を乾燥させる設備は使用しない）。
- ③ 手洗いが難しい場合は、手指消毒用アルコールを用意する。

(4) 飲食について

- ① 水分補給や食事中は会話をしないこと。
- ② 食事は主催者が指定した場所で、なるべく距離をとり（1 m以上）、全員が一斉にとらないように、時間を分けること。

(5) ごみ処理について

ごみは各自持ち帰りとする。

7 その他

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の状況に応じて、随時改訂を行う。